

# フランス語の教育に携わるある友への手紙

松岡 新一郎

A君へ

先日ある会合で席を隣り合わせた時に、少し立ち話ををして、それからもう半年近く経過してしまった。その時話題になつたフランス語の教科書について、まがりなりにも一年を通して付き合つた感想を今日は話したいと思う。

Tempo(Didier/Hatier, 1996)という200ページを超える大部の教科書を週に2回の授業ですべて終了することは最初から考えてなかつた。12章のうち、3分の2くらいを終えれば、1年時で必要とされる文法事項は概ね習得できるはずだ。年度始めに我々が立てた目標はそのようであつた。そもそもこの教科書は、一つの知識が何課かにわたつて繰り返し提示され、新しい知識の基盤となるという方針を掲げている。過去時制を例にとろう。学習者は、まずUnite1で曜日の名前を学ぶのだが、それは複合過去を伴う文の聞き取りによって与えられる。Unite2では時間を表す表現とともに、Avoirを助動詞とするer動詞の複合過去形が文法項目として導入され、現在と過去を聴き分けることが要求される。Unite3では様々な時間表現とともに、助動詞としてetreを

とる動詞、あるいは不規則動詞の複合過去を習得する。ここまでに得られた知識（時を示す様々な指標、頻繁に使用される動詞の複合過去形）は、Unite4でさらに繰り替えされるという具合だ。一方、半過去形については、Unite6で過去を物語る文中でごく簡単に紹介される。Unite10まで進むと再び複合過去が、代名動詞のそれを含めて完全に提示される。半過去形との使い分けについては、Unite11まで待たなくてはならない。

Tempoの前言はこれがこれまでの教科書（一つの対話例文を中心に文法や練習問題が配される）と異なる構成に従つていることを謳う。細かく分けられた多様な対話練習が学習者に様々なコミュニケーションの場面に応じてフランス語を使用する能力を与えるというのだ。残念ながら、限られた時間しか許されない状況では、提供されているすべての素材をこなしながら進むことはできなかつた。また、学生の要望に便乗して、自分の不安から、通常の仕方による文法説明と演習に時間を費やしたこともある。

我々が受けたフランス語のそれ

とは全く異なった形の教育を目指しているこうした教科書を使用しながら、時折通常の授業形態に戻ってしまうことをきみは論理主義の悪しき影響と皮肉るだろうか。しかし、きみにも分かっているだろうが、従来のフランス語教育のあり方もそれなりに理由があったのだ。そもそも西欧における言語研究は、(ギリシャ=ラテンの)テクストとその精神に対して認められていた権威との関わりから生れたのではなかつたか。形成途上の言語学を基礎付けたのは、形式的かつ倫理的、社会的な形象を描き出すべく、修辞と文法とが結びあう虚構の世界に他ならない宗教的ないしは世俗のテクストに他ならない。ラテン語こそは、「粗野な」母国語を再構成し、裝飾するために常に参照されるべき言語であり、論理を学ぶ学校であると同時に、本質的に言葉のやり取りによる活動と見做されていた政治や司法の職に接近するために必要な雄弁術への接近を可能にするという理由から、社会的地位を示す記号でもあったのだ。そうした伝統を引き受けたヨーロッパ、中でもフランスにおいて国語は学校の構造そのもの内に組込まれた社会的投企の一部となっていたはずだ。

英語圏、取り分けアメリカにおいて事情が異なるであろうことは、差し当たりチョムスキーを例にあげれば充分想像できる。この偉大な言語学者は常に生成文法理論の歴史について、「差し当たり決定的」とされる状態に照ら

しつつその意味とその射程を絶えず考えていた。歴史家の政治活動を現在の情勢と比較しながら過去に属する既知の要素を再解釈する試みと理解するならば、チョムスキーが自らの、そして言語学の歩みに対して歴史家として正しく振舞っていたと言って良い。とは言え、チョムスキーは生成文法と言語学の歴史を書き直す仕方には、時として呆気にとられるような安直さが伴われていたことを思い起こしておかねばならない。この歴史の書き直し作業に、幾つかの要素の削除、過去の神話化が伴われていたことは改めて指摘するまでもないだろうが、そこでせいぜいデカルトとフンボルトあたりを除いて伝統的な西欧の文法研究がほぼ完全に抜け落ちている事実は、一つの徵候、すなわちある種の抑圧の結果として注視に値するのではないか。「伝統的言語学」、「構造主義」、「生成文法」を対比しながら展開されるチョムスキーによる文法学の歴史的再構築に従えば、たとえばインド=ヨーロッパ語に関する比較文法研究などはあたかも存在しなかつたかのようであるし、ソシュールの仕事を特徴付ける古典研究もまったく考慮の余地なしという扱いだ。

西欧の名高い言語学者たちが概ね哲学や心理学畠出身であるのに対して、サピアやハリスなどアメリカの言語学者たちの多くは、ボアスを中心とした人類学、民俗学の出身で、そのキャリアの中で、少なくともある時期アメリカ・インディアンの言語を研究した共

通の経験を持っている。「他者」との遭遇がアメリカの言語学にとって重要な要素の一つとなった。したがって、ラテン語を透写したかのようなフランス語文法、綴り、シラブル、発音から、時に罫、あるいは障壁などと形容されもする様々な一致の原則、さらに高等教育過程を支えている「原典解釈（*Explication de texte*）」のように「教育」の対称となるような、反復と重ね合わせに基づく国語に代わって、アメリカにあっては、「拡張」のためのそれ、未知の空間において主体が自己表現をし、他者と意思疎通を図るための道具としての国語が必要とされたであろうことは想像に難くない。母国語教育において、西欧におけるような文法教育、規則や形式の習得を目指すような教育が含まれなかつたとしても不思議はないのだ。

伝統的な西欧の言語教育の様式との断絶を謳う教科書を用いていながら、時として従来の文法練習に戻ってしまったことの弁明をするつもりは毛頭ない。承知のように、言語学に対して私はまだ態度を決めかねている。そもそも、言語に関する省察には歴史的起源がはつきり定まっておらず、その歴史は、様々な文明の存在した時空に何らかの議論の痕跡を認めるに留まっている。そこでは今日の至るまで反復される二つの議論が絡み合っていると言つて良い。

まずは、言語は自然の産物か制度かという議論だ。自然主義の立場は、言

語を人が擬音や音声象徴を用いて、自然世界を模倣再現し、それに適応しようとする活動と見做す。語源の探索を通して現れる、言語の「原初的形態」とはこうした調和の可視的な痕跡に他ならない。

他方に言語を約束事と見做す立場は、おそらくアリストテレスの『解釈学』を反復することとなるだろう。言葉と事物の結び付きなど、自然の為すところとは程遠く、ある恣意的な制度の産物に他ならぬというのがその主張だ。こうした立場に従うならば、言語は一つの体系を形成する規則であり、使用に際しての暗黙の約束と結び付くにせよ、何らかの明確な規則と結び付くにせよ、世界に対して外側から課せられたとされる。

そう、我々にとって重要なのはむしろ、もう一つの論争、類推論者(analogiste)と不規則論者(anomaliste)の間の論争であった。類推論を支持する人々は、たとえばフランス語の動詞活用ないしは語尾変化のような形式的な範列(paradigme)こそ、ある調和のとれた規則の産物であり、それは内なる構築原理を翻案したものに他ならないと言う。こうした類推論の極端な例が、言語に「女性」(口唇からの言葉の流出)と「男性」(理想化された言語、統辞法的な構築による意味の空虚の補足)に分けようとする議論だろう。ルソーが『言語起源論』で南の言語(感情から生まれ、歌うような抑揚と母音の優位が特徴)と北の言語(理性の产

物、文法と論理が支配し、子音が優位で冷い印象がする) とを分けようと試みたのは良く知られるところだが、名高い數学者のルネ・トムもまた言語活動のプロセスを性器の形象によって隠喩化しようとしている。言語活動におけるメッセージの発信は、受胎に準えることができる。発話行為は胚と等価であり、胚葉(主語)と中胚葉(動詞)、内胚葉(目的語)を備えているとした上で、コミュニケーションの問題を解決する鍵は、言語学的な交換の成功を性的関係の成就とみなすことであらざると言うのだ。

言語をめぐる科学の中に性をめぐる神話が復活してきたに過ぎないこの手の議論が繰り返されることの理由は、それ自体改めて考えてみる必要があるが、いずれにしても、こうした考え方に対し、きみはむしろ「例外」によって、一見して調和的な規則体系に破綻が生じる場面に注目、こうした事例は、言語にはつまるところ規則などありはず、類推論者たちは、特異点を修正するふりをしながらその実、自分たちの作った規則を強要しているに過ぎないことを証明していると主張するかもしれない。

いずれにしても、言語をめぐる問ひが、これら二つの論争に沿う形で、法とか規則とかいった言葉をめぐる、ある種の言葉遊びを軸に展開しているのを認めておかなくてはならないだろう。一方に、法や規則といった言葉を「原理」、「機能」と読み替える人たちがい

る。ルイ・イエルムスウに代表されるこうした立場は、言語の内的関係のネットワークを描き出し、言語の実体を言語固有の構造と特徴付けようとする。もう一方に、同じ法や規則といった言葉を聞くと直ちに「義務」や「命令」を連想する人々がいて、あらゆる言語が社会的な産物であり、様々な決定の蓄積に他ならないと結論する。エドワード・サピアがこうした立場だ。

言語には固有の秩序が存在すると主張する人々にとって、言語の実体(*réel*)とは、言語においてそれを「一にして不可分」とするものに他ならず、その外側にはみ出してしまうものを古代人の蠻に倣って「野蛮(barbarisme)」と呼んだりする。彼らの主張に従うならば、言語活動における禁忌は言語そのものによって構造的に作り出されるはずなのだ。そしてこの「野蛮」という呼称は否応なく言語における「不可能(l'impossible)」に病の烙印を押すこととなろう。

おそらくきみの疑惑はしかしこの禁忌の地点にこそ差し向けられる。きみたちは自然の秩序に見えるものの背後にある社会的な義務、言語学上の必然のごとく振舞う政治的な制限に対して盲目であることを拒む。言語における秩序とは、言語における政治的な秩序の謂いに他ならない。とは言え、言語の自己完結性を偏執狂的に擁護しようとする立場も、統一性を人工的に作り出すものに絶えず警戒心を働かせ、張りめぐらされた様々な義務の網の目を

「善意の野蛮さ」をもって侵犯しようとする立場(ドゥルーズとガタリも「善意の分裂症(schizo)」が言語の原初的な流動性を再構成することで、言語の領域を混乱せしめると説いていたのではないか)も政治的な選択の一つであり、私としては禁忌と不可能の中間で、実践の総体が分かたれている様相についてさらなる議論を展開する可能性を信じ、何年か前に翻訳に関わった書物からの引用で、この手紙を締めくくることとしたい。

「それ故、言語それ自体は、一般に尊重されているこの分割以外のなにものでもないことになる。ある国語とはこの分割の個別的な形態であり、ある国語のある方言とは、個別的な分割の特殊な再編成ということになる。しかし実際は、これほど単純ではない。というのも、この分割の本性は様々な想像的加工で見分けがつかなくなっているからだ。その最も代表的かつ危険な

加工は、支配言語の使用、すなわち契約によるものであれ、気紛れからものであれ、暗黙の同意によるものであれ、不可能を有する支配者の管轄に属する義務とする考え方にある。そもそもシーザーからスターリンに至るまで、独裁者というものは常に言語に特別な関心を払い、名を明かす必要すらない、権力そのもののごく忠実な表象をそこに認めていたということは知られている。逆に自由の信奉者は、文法の術策やその規則の空しさを告発することに関心を持ち、言語に不可なるものはないと主張するまでに至っている(ジャン=クロード・ミルネール、『言語への愛』、平出和子、松岡新一郎訳、水声社、1997年)。」

(まつおか しんいちろう

本学ラグージセンターフランス語嘱託講師)